



環評審第10号
令和6年9月17日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会長 日高 道雄



沖縄北部テーマパーク事業に係る事後調査報告書（令和5年度）の審査
について（答申）

令和6年7月2日付け沖縄県諮問環第7号で諮問のあったみだしのことについて、下
記のとおり答申します。

記

- 1 事業者は、今後、水生生物の移動等の環境配慮をした上で調整池A及びBの浚渫（浚渫に当たり行われる樹木の伐採、進入路の構築等の準備工を含む。以下同じ。）を行
うとしているが、同浚渫については環境影響評価手続中に環境影響評価が行われてお
らず、事後調査報告書にも環境配慮の検討経緯が示されていないことから、環境配慮
の内容が適切なものであるか確認できない。
ついては、当該浚渫に係る環境配慮の検討経緯を次回の事後調査報告書に示させる
こと。また、環境配慮の実施結果についても、事後調査報告書に記載させること。
- 2 竖排水通過後の処理水については、竖排水の濁水処理効果の確認時を除き処理後の
SSの測定が行われておらず、事後調査期間を通して、同処理水中のSSが200mg/L未
満となっているかは不明である。
竖排水通過後の処理水についても、工事区域外に排出する際に200mg/L未満である
ことを確認させるとともに、その結果を事後調査報告書に記載させること。
- 3 事業者は、「沖縄県対策外来種リスト」（平成30年8月、令和6年3月更新。沖縄
県）に定める重点対策種と重点予防種を対象に事業実施区域内への侵入や同区域内で
の生育の有無について調査を実施しているところである。
対象種の中でもヤエヤママドボタル、グリーンアノール及びタイワンスジオについ
ては、やんばる地域への侵入が懸念されており、適切な手法でそれらの侵入・生息に

係る調査を行う必要がある。

については、以下の措置を講じさせること。

- (1) ヤエヤママドボタルの侵入の有無を確認するための調査については、夜間に行うことが望ましいが、事業者は造成工事中の夜間調査は危険が伴うことから実施困難としている。

しかしながら、同種については夜間調査を行わなければ、発見が困難であることから、工事業者と調整させ、安全を確認した上で可能な限り夜間に調査ができるよう検討させること。

また、夜間に工事を行う業者や警備関係者から同種に関する情報が得られるよう体制を構築させること。

- (2) グリーンアノール及びタイワンスジオについては、目視での確認に加え、トラップを使用した調査の実施についても検討させること。

以上